

総務省統計局説明資料

(審査メモで示された論点に対する回答)

平成28年12月5日 (14頁以降追加)

説 明 資 料

1 家計調査（基幹統計調査）の変更

(1) 調査票（家計簿）に関する変更

ア 家計簿の様式変更

a 家計簿の変更にあたって、試験調査ではどのような結果が得られているのか。

< a 回答 >

試験調査の概要は別紙1のとおり。

b それぞれの変更内容について、従前の記入方法における支障は何か。今回の変更により、その支障は解消できるのか。

< b 回答 >

現行家計簿と新家計簿の構成は、大きく分けて、以下のとおりとなっている。

| 現行家計簿 | 新家計簿 |
|-----------------------------|---------------------------|
| 「口座自動振替による支払」欄 | 「口座自動振替による支払」欄 |
| 「現金収入又は現金支出」欄 | 「口座への入金（給与・年金等）」欄【新設】 |
| | 「現金収入又は現金支出」欄 |
| 「クレジットカード、掛買い、月賦による購入又は現物」欄 | 「クレジット・電子マネーなど現金以外による購入」欄 |

① 「口座自動振替による支払」

【◆クレジット払いの有無欄を追加について】（別紙2のA（1ページ）参照）

近年、公共料金等の支払に関して従来の契約先事業主への直接的な口座自動振替からクレジットカード会社を介したクレジットカード払い（クレジットカード会社への支払いは口座自動振替）の普及が進んでいる。現行家計簿の記入方法（例：電気代）では、この場合、「口座自動振替による支払」欄に公共料金等の所要事項（例：電力使用量及び支払金額）を記入し、かつ、クレジットカードによる支払日の「クレジットカード、掛買い、月賦による購入又は現物」欄に支払内容（例：電気代）を記入する2段階の記入を要している。報告者の記入負担に加え、記入漏れを生じるおそれ及びそれに伴う審査事務も生じることから、新家計簿では、「口座自動振替による支払」欄に支払内容を記入の上、当該支払に係る「クレジット・掛買い・月賦」欄にマークすることで済むようにし、報告者の負担軽減と記入漏れの防止（審査事務の軽減）を図ったところである。

【◆プレプリント項目の追加・細分化について】（別紙2のB（2～6ページ）参照）

「口座自動振替による支払」欄については、報告者の負担軽減及び記入漏れの防止の観点から、毎月の支払があると見込まれる項目についてプレプリントしているものであるが、プレプリント項目が多過ぎる場合は、該当項目を探し出す手間や項目の見落としが生じるおそれがあるなど、マイナス面も考えられるところである。今回の改定においては、新家計簿のプレプリント項目について、平成26年全国消費実態調査の実績を踏まえつつ、1ページ内に収めることを基本とし、項目の追加等を行っている。

② 「口座への入金（給与・年金等）」

【◆新設（世帯主、世帯主の配偶者及び他の世帯員それぞれについて）について】

（別紙2のC（7～8ページ）参照）

給与所得者の給与や賞与、年金受給者の年金の支給は、毎月又は隔月など定期的に発生し、かつ、近年では現金ではなく口座振込で行われることが一般的になってきているが、現行家計簿はこれらに対する専用の欄を設けていないため、支給日に内訳となる手当や控除項目を含めてその都度記入する必要がある。また、支給された金額は手元に現金としてあるのではなく口座に預貯金としてあることから、記入に当たっては、「一旦現金で受け取り、すぐに預貯金した」とみなして「現金収入又は現金支出」欄に記入する方法をとっており、実際の金銭の動きとは異なる方法を便宜採用している。このため、「口座への入金（給与・年金等）」欄を新たに設け、支給の内訳及び控除項目をプレプリントすることにより、報告者の負担軽減と金銭の動きの実態に合わせる措置を講じたところである。

③ 「現金収入又は現金支出」及び「クレジットカード、掛買い、月賦による購入又は現物」

【◆「クレジット・電子マネーなど現金以外による購入」に項目の名称変更について】

現行家計簿では、日々の支出に関して、「現金による購入」とクレジットカード等による「掛買い・現物」の2種類に大別して調査票を構成しており、「掛買い・現物」以外の支払いは、口座自動振替を除き、「現金収入又は現金支出」欄に記入する方法で便宜対応している（支出品目の記入の後に括弧書で電子マネー等の決済手段を記入し、現金支払いでないことを明示。例：あんパン（スイカ））。近年、電子マネーなど現金以外の決済方法が多様化し、普及が進んでいることから、新家計簿では、報告者の負担の軽減を図るため、「現金による購入」と「現金以外による購入」に大別して調査票を構成し、従前からの「現金収入又は現金支出」欄に現金による購入、もう一方の欄に電子マネー等による現金以外による購入を簡便な方法で記入するように見直し、これに伴い項目の名称を変更することとしている。

【◆「（1）品名及び購入方法」欄の名称を「（1）品名、用途及び購入方法」に変更について】

（別紙2のD（9ページ）参照）

現行家計簿でも「用途」を記入することとしており、「現金収入又は現金支出」欄の表記と整合性を図るため変更することとしている。

【◆「電子マネー」「商品券」「デビットカード」「口座間振込等」欄を追加について】

(別紙2のE(10ページ)参照)

現行家計簿では、「掛買い・現物」以外の支払いは、口座自動振替を除き、「現金収入又は現金支出」欄に記入する方法で便宜対応しており、電子マネー等の現金以外の決済手段で商品を購入した場合、その支出品目名を「現金収入又は現金支出」欄に記入し、括弧書で電子マネー等の決済手段を記入することで、その購入金額を現金残高(繰越金)に反映させないようにしている。

近年、電子マネーなど現金以外の決済方法が多様化し、普及が進んでいる中、現行の記入方法は複雑で記入負担もあることから、新家計簿では、「クレジット・電子マネーなど現金以外による購入」欄に「電子マネー」「商品券」「デビットカード」「口座間振込等」の選択肢を新たに設け、これらによる購入については同欄に記入することとし、報告者の負担軽減を図ることとしている。

【◆「もらい物」「自家産」欄を削除について】(別紙2のF(11ページ)参照)

現行家計簿の「クレジットカード、掛買い、月賦による購入又は現物」欄のうち「もらい物」「自家産」は、その金額を調査世帯が見積もって記入することとしているものであるが、実際上は、調査世帯で購入していない商品等の金額を見積もることは難しく、また、他から頂戴した贈答品等に対して値段を調べ、又は値段をつけることに心情的な抵抗や嫌悪感なども見られる。また、現物の収支は、平成5年(1993年)以降、減少傾向にあり、平成27年(2015年)は22年前(平成5年)の約4割まで大きく減少している状況にある。集計では、現物収支はサテライトの勘定としており(「現物収入」は3区分、「現物支出」は10大費目(食料のみ内訳として自家産物を分類)に区分)、「実収入」や「消費支出」に含めていない。こうした状況から、今回の改定においては、報告者の負担軽減及び調査の円滑・継続的な実施の観点から、現物収支の項目を削除することとしている。

【◆1頁にこれら二つの項目を設けていた形式から、それぞれで1頁とする記入欄の拡充について】(別紙2のG(12ページ)参照)

現行の様式では、「現金収入又は現金支出」欄、「クレジットカード、掛買い、月賦による購入又は現物」欄それぞれが1頁内に収まる様式となっている。また、それぞれの頁に、日付け記入欄を設け、1日1頁で記入が収まらないときには、次の頁を使って記入することとしている。

近年、電子マネーなど現金以外の決済方法が多様化し、また、日々の食品等の購入にもクレジットカードを使用する世帯が増えてきており、毎日の収支をきめ細かく記録する上で複数の頁にわたって記入するケースがあるため、「記入可能な行数を増やしてほしい」という要望が調査の現場から寄せられているところである。

このため、「現金収入又は現金支出」欄と「クレジット・電子マネーなど現金以外による購入」欄の記入行数をそれぞれ増やし、1日の標準的な収支記載様式を2頁・見開きとする変更を行うこととしている。

c 口座自動振替による支払や口座への入金において、あらかじめ印刷（プレプリント）する項目は十分か。

<c 回答>

① 「口座自動振替による支払」

「口座自動振替による支払」欄は、報告者の負担軽減及び記入漏れの防止の観点から、毎月の支払があると見込まれる項目についてプレプリントしているものであるが、プレプリント項目が多過ぎる場合は、該当項目を探し出す手間や項目の見落としが生じるおそれがあるなど、マイナス面も考えられるところである。今回の改定においては、平成 26 年全国消費実態調査の実績を踏まえつつ、1 ページ内に収めることを基本とし、項目の追加等を行っている。

② 「口座への入金（給与・年金等）」

「口座への入金」欄は、定期的に支給される給与、賞与及び年金について支給の内訳及び付帯する控除又は納付項目を記入する欄として、新家計簿で新たに設けたものであり、給与の内訳となる各種手当については、多種多様なものがあることから、官民間問わず一般的に支給されている手当について、プレプリントすることとした。また、控除又は納付項目には、控除が法令で規定されている項目及び多くの世帯で見込まれる財形貯蓄について、プレプリントすることとしている。

d 今回の家計簿の変更に伴い、集計内容にどのような変更が生じるのか。

<d 回答>

「もらい物」「自家産」欄の削除に伴い、用途分類結果表の表側から、現物総額及びその内訳を削除する。

e 今回予定されている変更以外に、今後、調査票の改善に向けた検討は行われているか。

<e 回答>

平成 28 年 3 月 22 日の内閣府統計委員会の「平成 26 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（未諮問基幹統計確認関連分）」で指摘のあった、数量（重量）の記入の見直しについては、報告者の負担軽減という観点から検討を続ける。

また、プレプリントする項目については、今後も、社会経済情勢の変化や調査世帯の記入実績等を踏まえて、見直しを行ってまいりたい。

1 家計調査（基幹統計調査）の変更

（1）調査票（家計簿）に関する変更

イ 新旧家計簿の並行使用

a 新家計簿の使用に当たって、集計結果にどのような影響が生じると想定しているのか。

<a 回答>

新家計簿の導入によって集計結果に必ずしも影響するとは限らないが、「口座自動振替による支払」欄の見直し、「口座への入金（給与・年金等）」欄の新設、日別収支記入欄の様式変更など、現行家計簿からの変更は多岐にわたることから、調査世帯が記述する収支金額に増減の影響を与える可能性はあり得るものとして対応することが必要と考えている。

b 並行使用は、調査結果の接合性を図るために有効な手段となっているか。他の方法は検討したのか。

<b 回答>

家計簿様式の並行使用は、調査及び集計の実務体制を2系統とする必要があり、統計作成事務に少なからず煩雑性が生じることは不可避ながら、新家計簿の導入によって結果数値に影響が発生する可能性は否定できず、万が一、新旧の結果数値に一定のギャップが生じた場合にその大きさを計測し、結果利用の便を供するためには、現行家計簿の並行使用を行うことが肝要と考えている。

他の方法について、並行使用しない場合又は長期間かけて段階的に新家計簿に移行する方法等を検討したが、新旧の結果数値に一定のギャップが万が一発生した場合の実務上の備えとして、本案がより望ましいと考えている。

c 現行家計簿を用いる世帯と新家計簿を用いる世帯の配り分け（選定）は、どのように行うのか。

<c 回答>

家計調査は、市町村－調査単位区－世帯の3段階抽出を行っており、各調査市町村内では2調査単位区に1人ずつ調査員を配置している。現行家計簿と新家計簿の配り誤りや事務の混乱が生じないように、①一人の調査員には、現行家計簿又は新家計簿のいずれか1種類のみを取り扱わせることとし、②各調査市町村で調査員の半数に現行家計簿を、残りの半数に新家計簿を取り扱わせる。これにより、調査世帯の半数には現行家計簿を、残りの半数には新家計簿を配布すること（調査員数が奇数の市町村及び新規調査市町村がある場合は同一都道府県内又は同一地方内で半数となるよう市町村間の新旧割当てを調整）を予定している。

上記の方法により、地方別・全国で、調査世帯の半数が現行家計簿を、残りの半数が新家計簿を用いることとなるようにする予定である。

d 現行家計簿と新家計簿で把握したそれぞれのデータの集計方法は、どのように行うのか。公表までの期間に影響は生じないのか。

< d回答 >

調査票の符号格付、審査は家計簿の新旧に応じて2つのグループに分けて行う予定であるが、結果数値の集計は新旧の家計簿を統合して行う。ただし、新家計簿の導入によって結果数値に影響が発生する可能性は否定できず、万が一、新旧の結果数値に一定のギャップが生じた場合に備えて、新旧家計簿のそれぞれの結果を集計しておく。また、公表までの期間については、影響を生じさせないよう取り組んで参りたい。

1 家計調査（基幹統計調査）の変更

（2）調査票（世帯票及び準調査世帯票）に関する変更

- a 今回の変更される世帯票の調査事項は、具体的にどのような利活用がされているものか。変更による支障は生じないのか。

<a 回答>

世帯票の調査事項は、家計簿、年間収入調査票及び貯蓄等調査票に記載された調査世帯の家計収支の正確性担保及び分類の観点から、これらの調査票の補助的事項として、調査員が聞き取る他計式により調査しているものであり、調査票の審査及び結果推計時の集計区分として利用している。今回、削除する調査事項は、審査目的で利用してきたものであり、集計事項として利用しているものではなく、大きな支障は生じないものと考えている。

各調査事項の変更に関する詳細については、以下のとおり。なお、世帯票の各調査事項のうち、準調査世帯票に存在する調査事項については、世帯票の変更に合わせて準調査世帯票も変更する。

【① 就業者を「正規」とそれ以外に区分】・・・新規集計予定の調査事項

家計調査においては、世帯員の雇用状況に関し、現在、勤め先における呼称に係る正規の職員・従業員かそれ以外かの別は把握していない。しかし、労働力調査の結果をみると、正規の職員・従業員は横ばい（平成14年は3,489万人、平成27年は3,304万人）だが、いわゆる非正規の職員・従業員は伸びており（平成14年は1,451万人、平成27年は1,980万人）、また、平成26年全国消費実態調査の結果をみると、実収入は、同じ雇用者（被用者）であっても、世帯主が正規の職員・従業員の世帯は514,374円、世帯主がいわゆる非正規（※）の世帯は341,458円で、約1.5倍の違いがあり、消費支出も、世帯主が正規の職員・従業員の世帯は323,159円、非正規の世帯が268,290円で、約1.2倍の違いが生じている。このため、家計調査の結果の審査、分析等をよりの確に行えるようにする観点から、世帯員の雇用状況について、正規の職員・従業員かそれ以外かの別を把握することとしている。

※ 非正規：パート・アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、その他（契約社員、嘱託など）

【⑩ 「副業の勤め先又は事業の内容」の削除】・・・集計事項ではない調査事項

家計簿の記入審査において、収入を「勤め先収入」と「事業・内職収入」に分類する際、世帯票の調査事項「副業等の状況」（副業、事業、内職を行っているか否か）と合わせて参照しているが、近年、勤め先や事業の内容について世帯のプライバシー意識は高く、副業についてまで把握することは調査の実務上も困難となっており、審査においても主に「副業等の状況」に依っていることから、今回の改定においては、利活用の頻度の低下及び報告者負担の軽減を図る観点から、具体的な副業の内容については削除することとしている。

【② 「在学者の学校の種別」に「保育所」を追加、「大学」を「大学・大学院」に変更】

…集計事項としている調査事項

在学している世帯員の学校の種別が、保育所、大学院である場合の記入箇所を明らかにするため、これらを明記することとしている。

なお、平成26年全国消費実態調査では、大学と大学院を分けて調査したが、在宅している大学院生は91世帯と少ないことが明らかになっている。さらに、大学・大学院の在学者の数について、平成28年学校基本調査（文科省）の結果（速報）をみると、大学（学部）は2,567,114人で、大学院は249,580人となっており、大学院は、大学と比べても数がかなり少ないため、「大学・大学院」という区分にしている。

【① 「住居の構造」の削除】…集計事項ではない調査事項

家計簿の記入審査において、住居に関する支出を分類する際、「住居の構造」の違いにより支出の分類を異にするものはなく、「住居の構造」が把握できていなければ支障が生じる、という場面がほとんどないため、報告者負担軽減を図る観点から、削除することとしている。

【③ 「住居の所有関係」の区分の統合】…集計事項としている調査事項

集計上の表章区分以上に区分が細分化されており、さらに、「持ち家（長屋建・その他）」、「民営の賃貸住宅（設備共用）」、「借間」の件数は近年少なく、これらの区分について単独で把握する必要性が低下していることから、区分を統合することとしている。

| 調査事項の区分 現行 | 家計調査 平成27年平均 月次世帯数 | 集計上の 表章区分 | 調査事項の区分 変更後 |
|------------------|--------------------------|--------------|------------------|
| | 7,772 | 総数 | |
| 持ち家（一戸建） | 5,971 | 持ち家 | 持ち家（一戸建） |
| 持ち家（共同住宅） | 423 | | 持ち家（その他） |
| 持ち家（長屋建・その他） | 13 | | |
| 民営の賃貸住宅（設備専用） | 1,002 | 民営借家 | 民営の賃貸住宅（借間を含む） |
| 民営の賃貸住宅（設備共用） | 19 | (※) | |
| 借間 | 0 | (※) | |
| 公営の賃貸住宅 | 141 | 公営借家 | 公営の賃貸住宅 |
| 都市再生機構・公社等の賃貸住宅 | 27 | | 都市再生機構・公社等の賃貸住宅 |
| 給与住宅（社宅・公務員住宅など） | 176 | 給与住宅 | 給与住宅（社宅・公務員住宅など） |

※ 表章していないが、総数に含めている。

【④ 「住居の延面積（借間は除く）」の「(借間は除く)」の削除】

…集計事項ではない調査事項

「住居の延面積」の後に記載する「(借間は除く)」は、世帯票に記入を行う調査員に対し、借間に住んでいる世帯の「住居の延面積」は調査しないことを入念的に明示する注意書きとして記述しているものである。

「借間」の世帯は、家計調査（平成 27 年）では 0 件であり、また、世帯票の「住居の所有関係」の区分上「借間は「民営の賃貸住宅（借間を含む）」として統合されるため、この注意書きを削除することとしている。

【⑤ 居住室の畳数の「うち間貸分」の削除】…集計事項ではない調査事項

「間貸分の畳数」は、間貸ししている世帯の電気代等を審査する上で用いていたものであるが、近年は、間貸しを行っている世帯は極めて少なくなっており、審査の観点から当該項目について把握する必要性は従前と比べて大きく低下しているため、報告者負担軽減を図る観点から、削除することとしている。

【⑥ 「建築時期（持ち家のみ）」の年代区分の更新】…集計事項としている調査事項

貯蓄及び負債の 1 世帯当たり現在高の結果表章において、建築時期の集計区分に用いており、最も詳細な区分は、1) 直近表章年次を含めた 12 年間の各年（平成 27 年報では平成 16～27 年の各年）、2) その前の 10 年間（平成 27 年報では平成 6～15 年）、3) さらにその以前（平成 27 年報では平成 5 年以前）の 14 区分であり、当該表章区分に対応した調査事項とし、加えて建築時期が「昭和以前」のものも一括して表章できるようにするため、建築時期の年代区分を「昭和以前」及び「平成元年以降→〇年」に変更するものである。

| 調査事項の区分 現行 | 集計上の 表章区分 | 調査事項の区分 変更後 |
|---------------|-------------------|----------------|
| 昭和 40 年以前 | (再掲) 昭和 40 年以前 | 昭和以前 |
| 昭和 41 年～50 年 | (再掲) 昭和 41 年～50 年 | |
| 昭和 51 年以降→〇年 | (再掲) 昭和 51 年以降 | |
| | 平成 5 年以前 | 平成元年以降→〇年 |
| | 平成 6 年～平成 15 年 | |
| | 平成 16～27 年までの各年 | |

【⑦ 給与等の「口座自動振込」の有無の削除】…集計事項ではない調査事項

現在、給与などの支給方法はほとんど口座自動振込となっており、あらかじめ「口座自動振込の有無」を世帯票で把握しておく必要性は低下している。このため、報告者負担軽減を図る観点から、削除することとしている。

【⑫ 「家賃・地代」の支払の有無等の削除】…集計事項ではない調査事項

家計簿の記入審査において、定期的に支払いが生ずる項目の一つとして記入漏れ等の確認に用いてきたものであるが、家計簿に「家賃」を記入する可能性のある世帯は、世帯票の「住居の所有関係」（賃貸）で代替把握ができ、また、「地代」を支払っている世帯は近年ではほとんどなく、全調査世帯に対してあらかじめ把握する必要性は低減しており、報告者負担軽減を図る観点から、削除することとしている。

【⑬ 「無職世帯の主な収入源」の削除】…集計事項ではない調査事項

家計簿の記入審査において、無職世帯の収支の記入漏れ等の確認に利用してきたものであるが、年間収入調査票で代替することが可能であるため、報告者負担軽減を図る観点から、削除することとしている。

【⑭ 二人以上の世帯における「家族で同居していない者の数」の区分を統合】

…集計事項ではない調査事項

家計簿の記入審査において、仕送り金や収支の妥当性を確認するために同居していない家族の人数を把握しているものであるが、区分「仕事のため」については、件数が少なくなっており、単独の区分を設けて把握する必要性は低下してきていることから、当該区分を廃止し、区分「その他」でまとめて把握することとしている。また、区分「入院中」については、高齢化が進展している情勢を踏まえ、介護施設に入所している者への支出の可能性の有無をあらかじめ把握するため、「入院中・介護施設に入所」とすることとしている。なお、平成26年全国消費実態調査の結果で、入院している者がいる世帯及び介護施設に入所している者がいる世帯は、合わせて1%程度であったことから、「入院中」及び「介護施設に入所」それぞれを単独の区分にはしていない。

【⑮ 単身世帯における「世帯の形態」の区分を統合】…集計事項ではない調査事項

区分「単身赴任」と「出稼ぎ」については、配偶者や扶養家族と長期にわたって別居しているという意味で同一のものであり、また、「出稼ぎ」は近年大きく減少し（平成27年の調査実績は0件）、独立して区分を設ける必要性は著しく低減していることから、これらの区分を統合し「単身赴任・出稼ぎ」とすることとしている。

【⑯ 「別居している子の有無（単身世帯で60歳以上の者）」の削除】

…集計事項ではない調査事項

本調査事項は、「単身世帯収支調査」を家計調査の単身世帯調査として編入した際に、前身の「単身世帯収支調査」の世帯票調査事項をそのまま継承したものである。当時は、高齢単身世帯の生活レベルは近くに親族が住んでいるかによって変わりうると考え、調査事項として設定したものであるが、家計調査の標本規模では該当世帯数が極めて少なく、精度の観点から分析、公表等の利用に耐えられる状況には至っていない。また、家計簿の記入審査においても、別居

している子の有無及び最も近くに住んでいる子の居住場所によって、高齢単身世帯の収支の妥当性に疑義が生じるケースは極めて少なく、このため、本調査事項は、標本規模が大きい全国消費実態調査において調査、集計しており、統計調査間の役割分担を図り、家計調査からは削除することとしている。

| |
|--------------------------------------|
| b 今回予定されている変更以外に、削除や追加等が必要な調査事項はないか。 |
|--------------------------------------|

<b 回答>

現時点では考えていない。

1 家計調査（基幹統計調査）の変更

（3）オンライン調査の導入

a オンライン回答とは、具体的に、どのような方法で行うことが予定されているか。

<a 回答>

家計調査オンライン調査システムにおける調査票は、調査世帯が使用するパソコンやスマートフォン等の情報端末機器（デバイス）に新たなアプリケーションをインストールせずとも利用できるように、Web ブラウザに対応した HTML ファイル形式としている。

調査世帯は、パソコンのほか、スマートフォン、タブレット端末など家計調査オンライン調査システムと通信可能な情報端末機器を用いて、紙の家計簿と同様に家計収支の入力を行う。

家計簿への入力については、その負担を軽減する支援機能として、カメラ機能を内蔵する情報端末機器であれば、調査世帯が撮影したレシートの写真から購入商品の品名、金額などを読み取り、家計簿の所定の項目に自動入力するレシート読み取り機能を実装する予定である（別紙 3 参照）。

調査員は、総務省から貸与するタブレット端末（携帯型情報端末）を用いて家計調査オンライン調査システムにアクセスし、世帯票又は準調査世帯票の入力及び報告を行う。

b オンライン回答ができる範囲やスケジュール等詳細はどのようなものか。

<b 回答>

オンライン調査は、平成 30 年 1 月から、①新家計簿の調査世帯を対象に、②世帯の調査開始月に合わせて段階的に導入する予定である。また、導入当初は、システム不具合が発生することも考慮する必要があるため、不具合発生時の影響範囲を限定し、直ちに対応ができるよう、③平成 30 年 1 月から埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 の 4 都県で先行導入し、システムの安定稼働を確保した上で、その他の 43 道府県について平成 30 年 7 月から導入する予定である。

c オンライン回答が可能になることの周知は、どのように行う予定か。

<c 回答>

調査世帯が家計簿記入を開始する前に行う調査協力の依頼時に、調査員が抽出世帯を訪問し、オンライン回答が可能である旨を伝えるリーフレットを配布することを予定している。

d オンライン回答における情報セキュリティの検討及び対策が行われているか。

< d回答 >

オンライン回答は調査世帯確認の認証方式として、ID・パスワード方式を採用する。

システム基盤は、想定される脅威に対して、総務省セキュリティポリシーに則り、ID・パスワード認証によるアクセス制御、情報漏えいに対する通信やデータの暗号化、改ざん検知、ウイルス感染に対する検知及び除去、24時間監視による不正アクセスや異常・障害の検知、データ消失に備えたデータバックアップを行うなどの対策を行うこととしている。

1 家計調査（基幹統計調査）の変更

（4）二人以上の世帯の抽出区分の変更

a 現在の抽出区分において、これまで「農林漁家世帯」を設けていた理由及びそれを廃止する理由は何か。

< a 回答 >

農家の家計収支については、農林水産省「農業経営統計調査」（平成6年（1994年）までは「農家経済調査」）により調べられていたため、家計調査では1998年まで農林漁家世帯を調査の対象に含めていなかった。

1998年の統計審議会において、農家の家計収支も家計調査で一元的に把握することとされたことを受け、1999年から農林漁家世帯についても調査対象の範囲に含め、「農林漁家世帯を含む結果」として公表を開始した。その際、「農林漁家世帯を含む結果」と「農林漁家世帯を除く結果」に大きな差異が表れてしまうことに備えて、「農林漁家世帯を除く結果」も、引き続き公表することができるよう、抽出区分に「農林漁家世帯」を設けて、調査を行うこととした。

これ以降、「農林漁家世帯を除く結果」と「農林漁家世帯を含む結果」の両方を公表してきたが、これらの結果には大きな差異はみられず、2008年には「農林漁家世帯を除く結果」の集計は廃止している（一部の結果表に別掲の集計区分として「農林漁家世帯を除く世帯」及び「うち勤労者世帯」を表章）。

さらに、農林漁家世帯は年々減少し、現在、二人以上の世帯に占める割合は1.8%（2015年平均）にとどまり、他方で高齢化の進展等により「無職世帯」が増加していることなどから、抽出区分から「農林漁家世帯」を廃止し、併せて抽出区分を見直すこととした。

b これまで、「農林漁家世帯」に関する集計はどのように利活用されているのか。変更に伴う支障はないのか。

< b回答 >

農林漁家世帯に関しては、調査世帯数が少ない（2015年の二人以上の世帯における農林漁家世帯の割合は1.8%（118世帯））ことから集計及び公表は行っていない。

なお、「農林漁家世帯を除く結果」についても、2008年に一部を除き廃止し、既に8年が経過しており、これまでのところ支障は生じていない。

c 図において、農林漁家世帯の矢印が、勤労者世帯や無職世帯にも伸びているのはなぜか。

< c回答 >

農林漁家世帯か否かは、当該世帯が農林漁業を営んでいるか否かで区分している。一方で、勤労者世帯と無職世帯の区分は、当該世帯の“世帯主”が勤労者であるか、無職であるかで判断している。

したがって、現行では農林漁家世帯に区分されていても、今回の変更では当該世帯の世帯主が勤労者であれば「勤労者世帯」となり、無職であれば「無職世帯」に区分される。

d 変更後の抽出区分における「その他の世帯」には、具体的にはどのような世帯が該当するのか。

< d回答 >

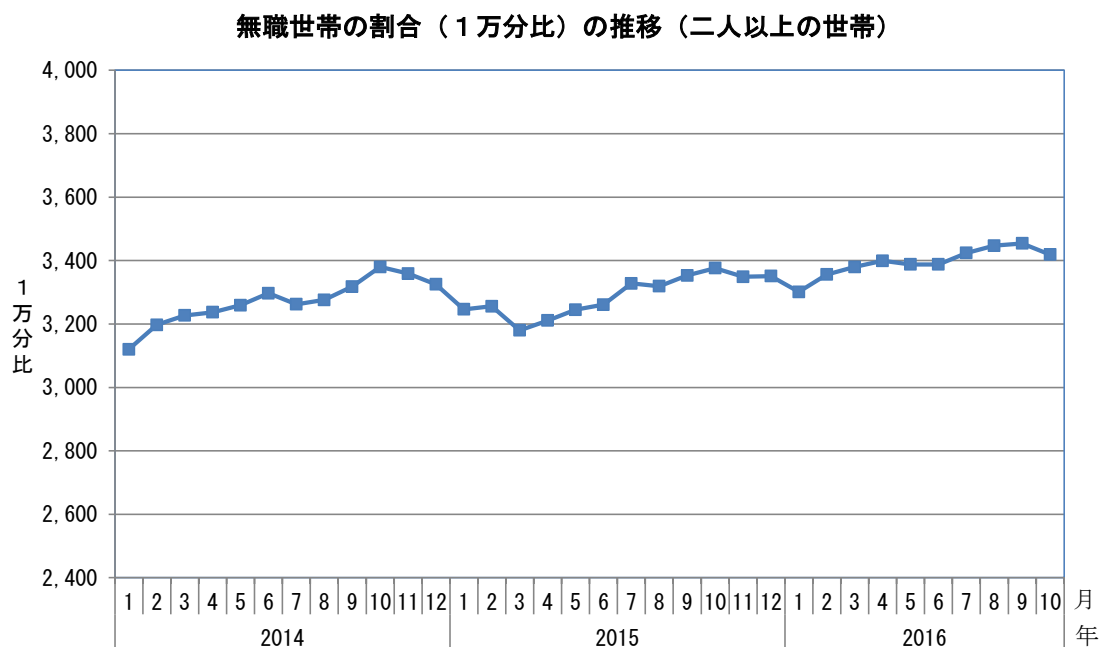
世帯主が、商店などの自営業主や個人経営者、会社の役員などの法人経営者、弁護士などの自由業などを行っている世帯が該当する。

e 抽出区分の変更により、全調査対象世帯に占めるそれぞれの区分の比率は、どのように変化することが想定されているか。それは、我が国全体の状況に沿ったものか。

<e 回答>

現行の抽出区分（農林漁家世帯、農林漁家世帯以外の勤労者世帯及び勤労者以外の世帯）の3区分において、農林漁家世帯の割合が少なく（二人以上の世帯において、2015年平均は1.8%）、勤労者世帯と勤労者以外の世帯がほぼ半々である。

下のグラフで示しているとおおり、現行の抽出区分では無職世帯の割合に変動があったが、抽出区分を新たに（勤労者世帯、無職世帯、その他の世帯）の3区分に変更すると、各単位区における世帯名簿の割合に応じてこの3区分を計6世帯抽出することになるため、これまでは制約のなかった「無職世帯」と「その他の世帯」の比率が従前より安定的な結果となることが期待される。



1 家計調査（基幹統計調査）の変更

(5) 集計事項

a 今回の集計事項の変更の背景及び内容の詳細は、どのようなものか。

<a 回答>

今回の変更は以下の観点から行うものである。

- ・世帯票の変更（抽出区分の変更を含む）に伴い見直しを行った表（項目の追加・分割・廃止）
- ・家計簿の変更に伴い見直しを行った表（項目の廃止）
- ・結果精度、ニーズを踏まえ見直しを行った表（項目の廃止、表の追加・廃止）

なお、この他に、一部の結果表において、年齢階級区分の拡充等を行う予定である。

表 予定している主な結果表変更事項（2018年1月～）

| 区分 | 範囲 | 内容 | 該当表 | 理由 |
|-------|---------------------------|---|--|-------------------------------------|
| 追加 | 結果表 | 「主要項目の中央値」の結果表を追加 | - | ・新規（利用者からの要望） |
| | 欄外 | 「二人以上の世帯」「勤労者世帯」等の区分ごとに作成している右の結果表について、「無職世帯」の区分を新たに欄外項目として追加 | 都市階級別 年間収入階級別 世帯人員別 世帯主の年齢階級別 住居の所有関係別 品目分類（全国のみ） | 用途分類 ・新規（用途分類は過去の特別集計） |
| | 表頭 | 「勤労者のうち正規の職員・従業員」を追加 | 世帯主の職業別結果表 | ・世帯票変更による |
| | 表側 | 学校種別「保育所」を新たに表章 | 世帯分布表における在学者数 | ・世帯票変更による |
| 廃止 | 結果表 | 「現金実収入階級別」を廃止 | 現金実収入階級別（2-1表）等 | ・ニーズの低下 ・年間収入階級別や定期収入階級別の結果で代用可能 |
| | 欄外 | 「個人営業世帯」の項目区分を廃止 | 都市階級等別結果表（1-1表）等 | ・結果精度の観点による（※） |
| | | 「農林漁家世帯を除く結果」を廃止 | 品目分類結果表（4-1表） | ・世帯票変更による |
| | 表頭 | | 世帯主の職業別結果表 | ・世帯票変更による |
| | 表側 | 現物収支に関する項目を廃止 | 用途分類の全ての結果表 | ・家計簿変更による |
| 表頭・欄外 | 地域区分「人口5万人以上の市」、「大都市圏」を廃止 | 二人以上の世帯（家計収支編） 都市階級等別結果表（1-1表） 世帯人員別結果表（3-1表）等 二人以上の世帯（貯蓄・負債編） 都市階級等別結果表（8-1表） 総世帯 都市階級等別結果表（2表）等 | ・ニーズの低下 なお「人口5万人以上の市」は、「大都市」、「中都市」及び「小都市A」の加重平均により算出可能 | |

※ 2015年平均の都道府県庁所在市別の個人営業世帯において、集計世帯数の最小値は「5」となっている

b 今回、変更する内容以外に、利用者ニーズ（過去の特別集計や二次的利用の実績）からみて、集計事項を追加する余地はないか。

<b 回答>

現行の結果表の数は、家計収支編（二人以上の世帯）月次の場合、26表であり、今回の見直しで3表削除し、利用者ニーズ等を踏まえ新たに同数の3表追加する。

なお、用途分類の「無職世帯」の区分について、現在は特別集計を行って公表しているところであるが、今回、欄外区分として追加する。

家計調査 平成27年度試験調査結果の概要
(平成28年2月実施)

1 試験調査の概要

(1) 調査世帯等

ア 実施時期 平成28年2月

イ 調査世帯数 試験調査依頼会社の登録モニター200世帯

家計簿A(新方式)を150世帯、家計簿B(現行方式)を50世帯。比較が可能なように以下の4種類の世帯属性が家計簿A、Bごとにそれぞれ等割合になるよう配分している。

| 世帯属性 | 年齢制限 |
|-------------------|---------------|
| 世帯主のみ就業の世帯 | 世帯主の年齢が30～59歳 |
| 世帯主及びその配偶者のみ就業の世帯 | 世帯主の年齢が30～59歳 |
| 世帯のうち3人以上就業の世帯 | 世帯主の年齢制限なし |
| 世帯員に年金受給者がいる世帯 | 世帯主の年齢制限なし |

ウ 対象地域 関東地方

(2) 家計簿A及び家計簿Bについて

家計簿A及び家計簿Bの違いは以下のとおり。

| | 家計簿A | 家計簿B |
|----------------|-------|------|
| 調査世帯数 | 150世帯 | 50世帯 |
| 口座入金欄(プレコード) | あり | なし |
| 現金欄※1記入可能行数 | 33行 | 15行 |
| クレジット欄※2記入可能行数 | 30行 | 10行 |

※1 「現金収支又は現金支出」欄の略(以下、同じ。)

※2 「クレジットカード、掛買い、月賦による購入又は現物」欄の略(以下、同じ。)

2 試験調査結果

(1) 口座入金欄について

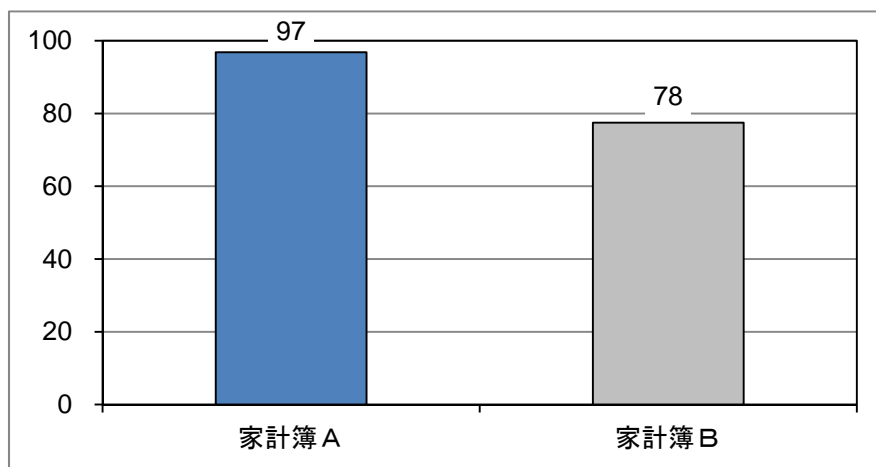
ア 世帯主の定期収入

世帯主の定期収入に係る記入状況について、家計簿への記入世帯割合は、家計簿Aが96.8%、家計簿Bが77.5%であった（図1-1）。家計簿Aは、口座入金欄を新設し、定期収入の内訳や控除項目をプレコード化した結果、記入世帯割合が家計簿Bに比べ上回ったと考えられる。

なお、現行調査は、家計簿Bと同じ様式の家計簿であるが、調査員による記入指導等を行っているため、記入世帯割合は95~97%程度であり、新方式の家計簿を導入した際の現行調査との差は、試験調査ほどの開きはないと考えられる。

また、試験調査では、調査員による記入指導や審査段階での確認・照会等を特段行っていないにもかかわらず、現行調査と同程度の記入世帯割合となっており、プレコード化は、調査世帯における記入負担の軽減のほか、調査事務の負担軽減にも寄与するものと考えられる。

図1-1 世帯主の定期収入記入世帯割合（%）－勤労者世帯－



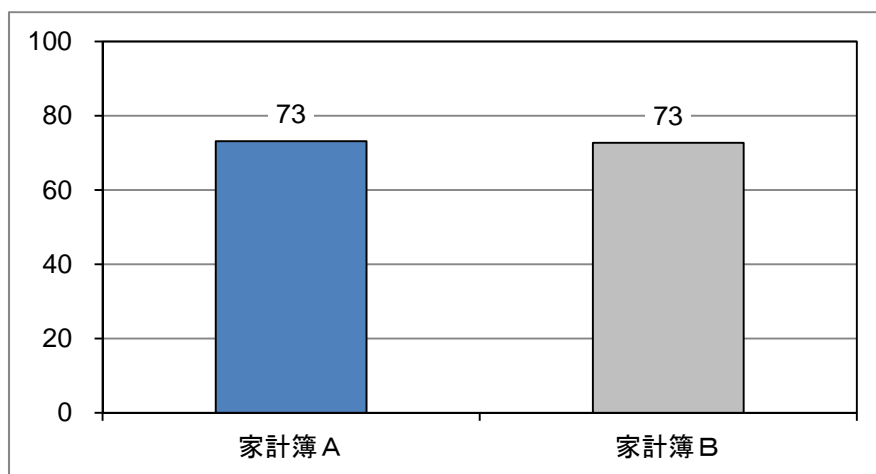
家計簿A：126世帯 家計簿B：40世帯

※ 現行調査は家計簿Bと同じ様式の家計簿であるが、調査員による記入指導等を行うことで、試験調査の家計簿Aと同程度の記入割合となっている。

イ 世帯主の配偶者の収入

勤労者世帯のうち世帯主の配偶者が勤労者である場合の当該配偶者の収入に係る記入世帯割合は、家計簿Aが73.1%、家計簿Bが72.7%で、両者に大きな差はなかった（図1-2）。

図 1 - 2 世帯主の配偶者の収入記入世帯割合 (%)
 - 勤労者世帯のうち世帯主の配偶者が勤労者の世帯 -



家計簿 A : 67 世帯

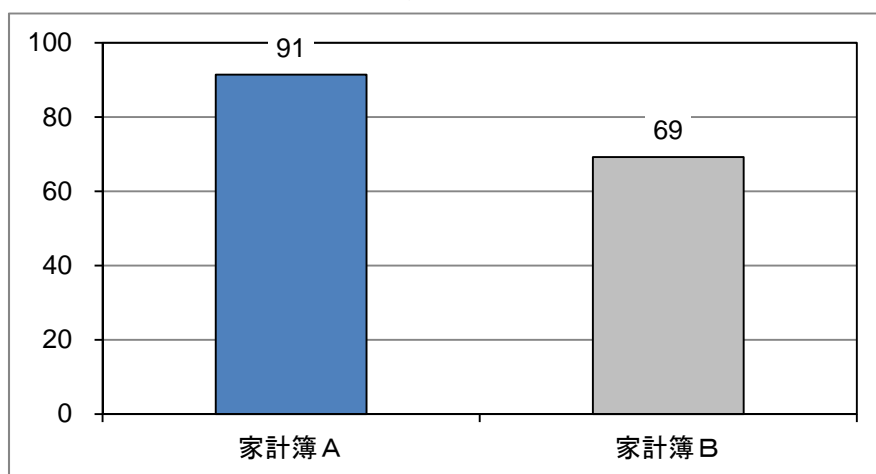
家計簿 B : 22 世帯

ウ 公的年金給付

65 歳以上の世帯員が 1 人以上いる世帯の公的年金給付に係る記入世帯割合は、家計簿 A が 91.4%、家計簿 B が 69.2% で、世帯主の定期収入と同様に家計簿 A の方が高くなっている。

なお、この試験調査では集計世帯数が少なく、特に 65 歳以上の世帯員がいる世帯は極めて少ないことから、比較する際には注意が必要である。

図 1 - 3 公的年金給付記入世帯割合 (%)
 - 65 歳以上の世帯員が 1 人以上いる世帯 -



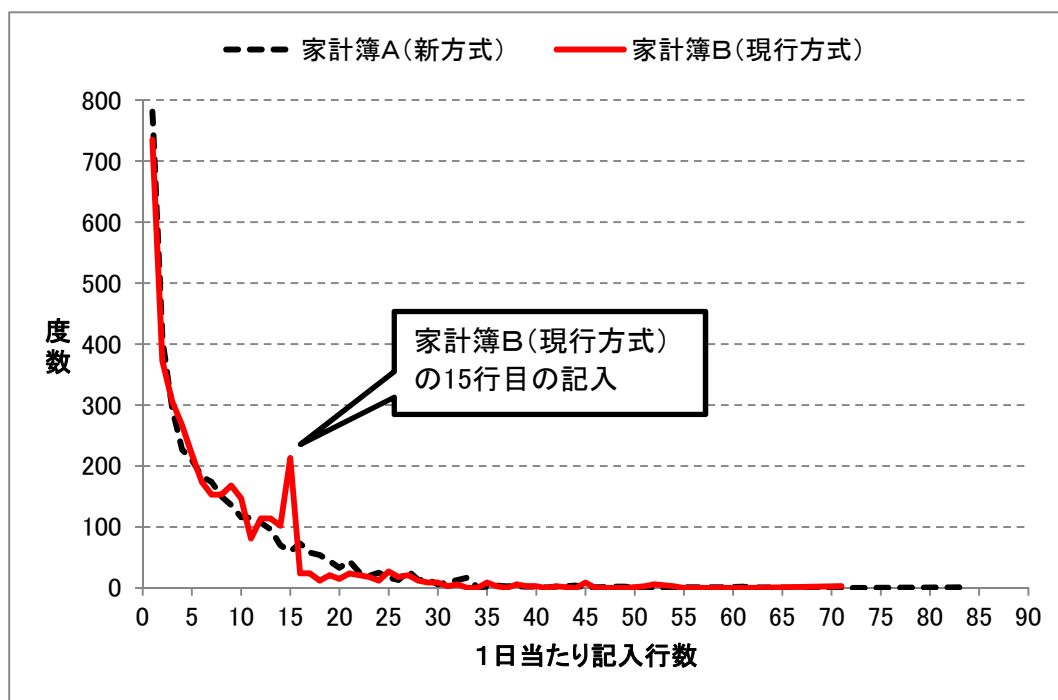
家計簿 A : 35 世帯

家計簿 B : 13 世帯

(2) 現金欄について

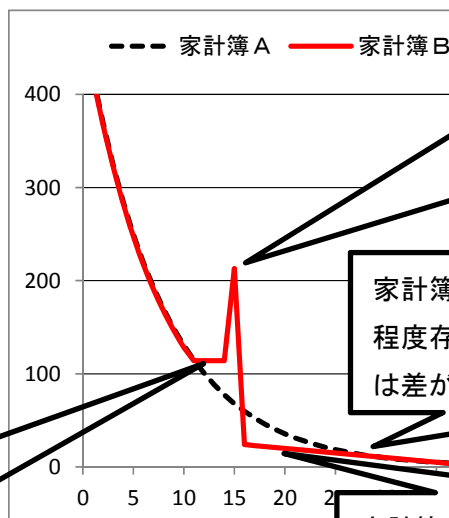
家計簿の記入に関して、1日当たりの記入行数を見ると、家計簿Aは記入行数が増えるにつれ、その度数はなだらかに低減しているが、家計簿Bは15行目の度数が突出し、20行目を超える辺りまで家計簿Aの度数を下回っている（図2-1）。これは、1ページ当たりの記入可能行数が15行である家計簿Bでは、16行以上の収支事項があっても次ページでの記入を行わず、15行目で記入を止めている世帯があるためと考えられる。

図2-1 1日当たり記入行数別度数—現金欄（※）



※ 家計簿Bの調査世帯数は家計簿Aの約3分の1であるため、家計簿Bの頻度を3倍にしている。

イメージ図



家計簿Bは、1ページ当たり記入可能行数の15行目で記入を止めてしまう世帯がいるため、15行目の度数が家計簿Aより多くなると考えられる。

家計簿A・Bともに几帳面な世帯が一定程度存在することから、ある程度より上は差が縮まる。

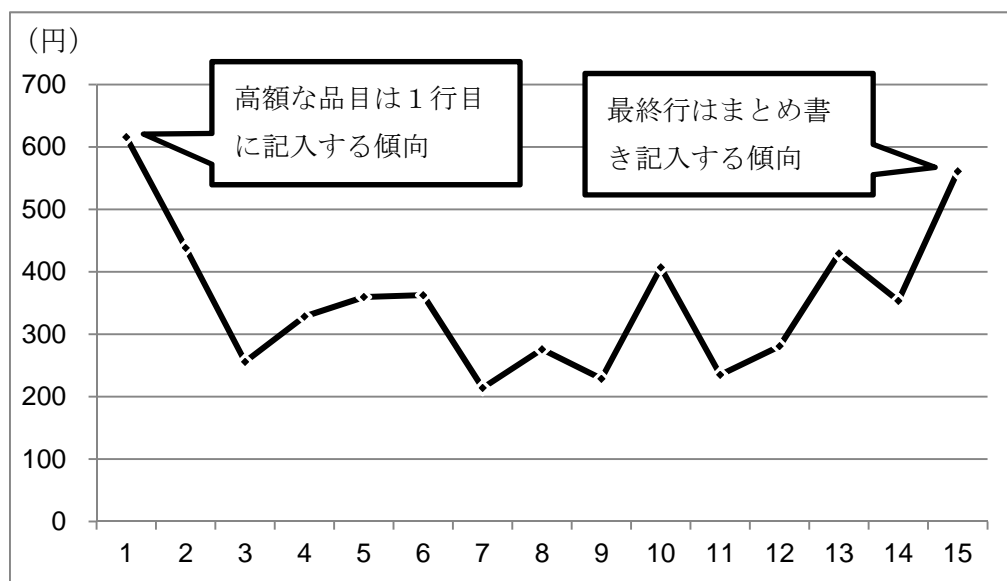
家計簿Bで、15行目で記入を止めてしまう世帯がいるため、13~14行止まりが家計簿Aより多い。

家計簿Bは、15行目で記入を止めてしまう世帯がいるため、その分16~20行目程度までの度数が、家計簿Aを下回る。

他方、家計簿Bで記入行数が15行に達する世帯の当該日に係る各行の平均消費支出金額を見ると、1行目と15行目の金額が多くなる状況がみられる(図2-3)。

これは、当日購入した高額な品目から記入を開始することで1行目の金額が多くなり、15行目まで記入したところで、同種の品目をまとめ書きして記入しているためと考えられる。

図2-3 家計簿B(現行方式)の15行記入世帯における
1行目から15行目までの各行の平均消費支出金額



※ 高額な品目による影響を除くため、1万円以上の品目は除いている。

家計簿B：28世帯、延べ69日

表2-3 家計簿B(現行方式)の15行記入世帯における
1行目から15行目までの各行の消費支出金額(円)

| 行番号 | 合計 | 平均 | 標準偏差 |
|-----|--------|-----|-------|
| 1 | 42,483 | 616 | 1,137 |
| 2 | 30,243 | 438 | 562 |
| 3 | 17,654 | 256 | 353 |
| 4 | 22,658 | 328 | 684 |
| 5 | 24,814 | 360 | 791 |
| 6 | 25,017 | 363 | 1,220 |
| 7 | 14,767 | 214 | 174 |
| 8 | 19,032 | 276 | 357 |
| 9 | 15,781 | 229 | 251 |
| 10 | 28,082 | 407 | 1,065 |
| 11 | 16,212 | 235 | 249 |
| 12 | 19,384 | 281 | 562 |
| 13 | 29,621 | 429 | 891 |
| 14 | 24,398 | 354 | 665 |
| 15 | 38,708 | 561 | 1,240 |

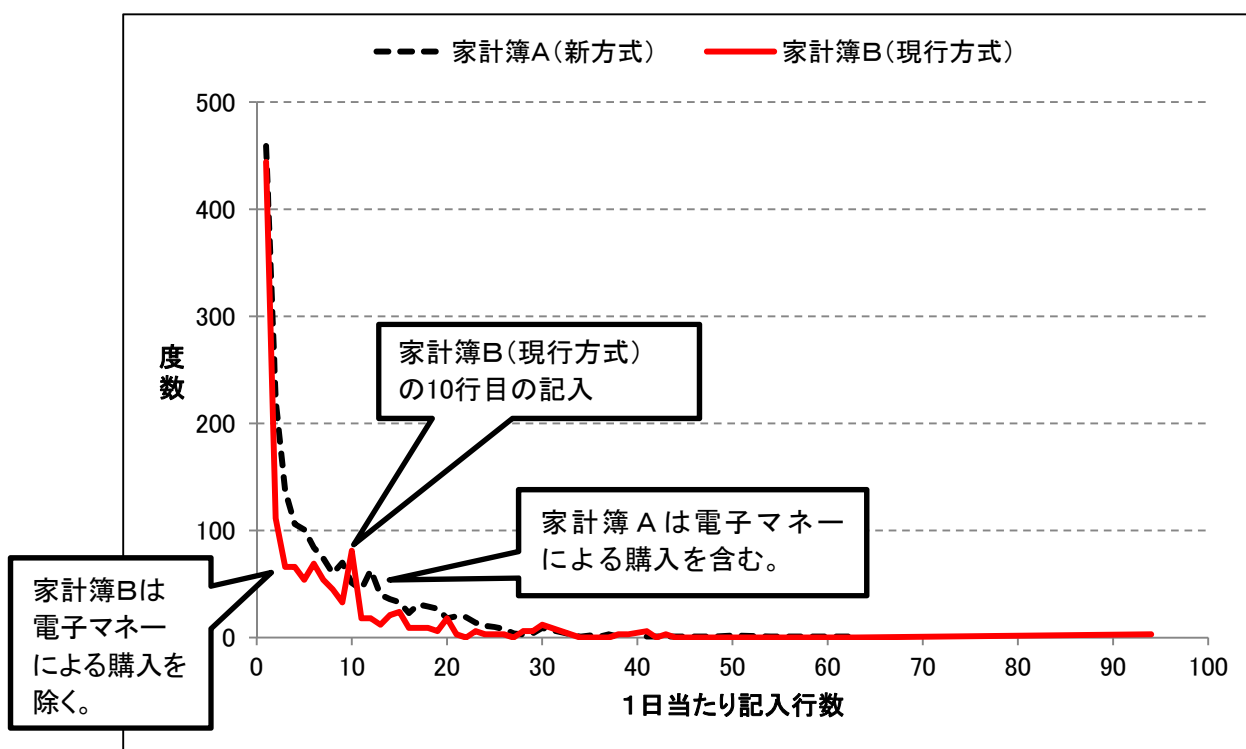
※ 高額な品目による影響を除くため、1万円以上の品目は除いている。

(3) クレジット欄について

クレジット欄も、現金欄と同様、家計簿Aは記入行数が増えるにしたがってその度数が低減しているが、家計簿Bは10行目の度数が突出し、それ以降の度数は家計簿Aを下回っている。これは、家計簿Bのクレジット欄の1ページ当たり記入可能行数が10行であり、現金欄と同様の現象が生じているためと考えられる。

なお、10行目を除き、家計簿Bの度数が家計簿Aを下回っているのは、電子マネーによる購入が、家計簿Aはクレジット欄に記入するのに対して、家計簿Bは現金欄に記入するという記入方法の違いによるものと考えられる。

図3 1日当たり記入行数別度数－クレジット欄（※）



※ 家計簿Bの調査世帯数は家計簿Aの約3分の1であるため、家計簿Bの頻度を3倍にしている。

家計簿 A の変更について

A. 「I 口座自動振替による支払」欄の「クレジット 掛買い・月賦」欄

(変更案)

新たに追加。

(変更理由)

公共料金のクレジットカードでの支払が増加しているところ。現行の家計簿において、例えば、電気代をクレジットカード払いとし、かつ、クレジット会社の支払を口座自動振替にしている場合、「クレジットカード、掛買い、月賦による購入又は現物」欄に支払内容を記入し、かつ、「口座自動振替による支払」欄にも支払内容を記入するという2段階の記入をしなければならない状況であった。しかし、当該部分を追加することによって「口座自動振替による支払」欄に支払内容を記入の上、同欄のうち「クレジット 掛買い・月賦」欄にマークすることで済むようにした。

<現行>

口座自動振替による支払

| 支払内訳 (種類, 品名等) | 今月の支払分 | |
|----------------|---------|--------|
| | 数量 | 金額 (円) |
| 1 電気料金 (8 月分) | 243 kwh | 5,727 |



II クレジットカード、掛買い、月賦による

購入又は現物〔もらい物(現物給与を含む。)、自家産、自分の店の商品〕

- ★ 掛買いで購入したときは、「1」一括払い購入、月賦で購入したときは、「2」分割払い購入を○で囲みます。
- ★ 現物とは、よそからもらい物をしたり、勤め先から定期券等を支給されたりした場合、また、自家産のものを家計に取り入れたり、自分の店の商品を家計にまわしたりした場合はいいます。
- ★ それらの品物を入手した際に必ず記入します。

| (1) 品名及び購入方法 右の該当するものを○で囲んでください | 1 2 3 4 5 一 分 も 自 自 括 割 払 払 分 払 払 ら 自 い い い 分 入 入 物 産 自 入 入 物 産 分 | | | | | (2) 数量 単位 | (3) 金額 もらい物(現物給与を含む) 自家産 自分の店の商品 は見積り額 (円) |
|------------------------------------|---|---|---|---|---|--------------|--|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | | |
| 1 電気代 8 月分 | ① | 2 | 3 | 4 | 5 | 1 か月 | 5,727 |



<変更案>

I 口座自動振替による支払

※「今月の支払分」については、この家計簿を記入した期間の支払分について記入してください。

※クレジットカード、掛買い、月賦による購入分の支払をしたときには、「クレジット 掛買い・月賦」欄に「○」を記入してください。

※「14 新聞代」及び「25～27 保険料」については、該当するものを○で囲んでください。

| 支払内訳 (種類, 品名等) | 今月の支払分 | | クレジット 掛買い・月賦 |
|-----------------|---------|--------|-----------------|
| | 数量 | 金額 (円) | |
| 1 電気料金 (8 月分) | 243 kWh | 5,727 | ○ |
| 2 うち 深夜電力 (月分) | kWh (| | |

B-1. 「I 口座自動振替による支払」欄の「深夜電力」欄

(変更案)

「電気料金」のうち数に変更。

(変更理由)

現行の家計簿において、それぞれ分けて記入していたところであるが、電気料金の支払明細書と合っておらず、分けて記入することが難しいとの意見があった。そのため、電気料金の支払明細書に合わせ、深夜電力をうち数とした。

<現行>

口座自動振替による支払

| 支払内訳 (種類, 品名等) | 今月の支払分 | |
|----------------|---------|--------|
| | 数量 | 金額 (円) |
| 1 電気料金 (8 月分) | 243 kWh | 5,727 |
| 2 深夜電力 (8 月分) | 55 kWh | 945 |

- ・電気料金支払明細書に内訳として記載されている深夜電力の数量及び料金を「深夜電力」欄に記入。
- ・「電気料金」欄には、深夜電力料金を除いた数量及び金額を記入。



<変更案>

I 口座自動振替による支払

※「今月の支払分」については、この家計簿を記入した期間の支払分について記入してください。

※クレジットカード、掛買い、月賦による購入分の支払をしたときには、「クレジット 掛買い・月賦」欄に「○」を記入してください。

※「14 新聞代」及び「25~27 保険料」については、該当するものを○で囲んでください。

| 支払内訳 (種類, 品名等) | 今月の支払分 | | クレジット 掛買い・月賦 |
|------------------|---------|--------|-----------------|
| | 数量 | 金額 (円) | |
| 1 電気料金 (8 月分) | 298 kWh | 6,672 | |
| 2 うち 深夜電力 (8 月分) | 55 kWh | 945 | |

- ・電気料金支払明細書に内訳として記載されている深夜電力の数量及び料金を「うち 深夜電力」欄に記入。
- ・「電気料金」欄には、支払明細書の合計金額を記入 (明細書のとおり)。

B-2. 「I 口座自動振替による支払」欄の「携帯電話料金」欄

(変更案)

「移動電話料金」欄を「携帯電話料金」欄に名称を変更。また、携帯電話料金に含まれる内容をうち数としてプリント。

(変更理由)

現行の家計簿において、「移動電話料金」としていたが、一般的な名称ではないことから「携帯電話料金」とし、かつ、支出内容を正確に把握するために、携帯電話の支払明細書に合わせ変更した。

<現行>

口座自動振替による支払

| 支払内訳 (種類, 品名等) | 今月の支払分 | |
|--------------------|--------|--------|
| | 数量 | 金額 (円) |
| 10 移動電話料金 (8月分) | | 15,203 |
| 23 端末代金分割払い (14回目) | | 3,325 |
| 24 アプリダウンロード | 1個 | 324 |
| 25 ミネラルウォーター | 1本 | 100 |
| 26 本 | 1冊 | 540 |



II クレジットカード, 掛買い, 月賦による

購入又は現物[もらい物(現物給与を含む。), 自家産, 自分の店の商品]

- ★ 掛買いで購入したときは, 「1」一括払い購入, 月賦で購入したときは, 「2」分割払い購入を○で囲みます。
- ★ 現物とは, よそからもらい物をしたり, 勤め先から定期券等を支給されたりした場合, また, 自家産のものを家計に取り入れたり, 自分の店の商品を家計にまわしたりした場合をいいます。
- ★ それらの品物を入手した際に必ず記入します。

| (1) 品名及び購入方法 右の該当するものを○で囲んでください→ | 1 2 3 4 5 一 分 も 自 自 括 割 払 自 分 払 払 ら の 店 い い い 家 の 購 購 入 物 産 店 入 入 物 産 品 | | | | | (2) 数 量 | | (3) 金 額 もらい物(現物給与を含む) 自家産 自分の店の商品 は見積り額 (円) |
|-------------------------------------|---|---|---|---|---|---------|---|---|
| | 単位 | | | | | | | |
| 1 携帯電話料金(8月分) | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | | | 15,203 |
| 2 アプリダウンロード | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 1 | 個 | 324 |
| 3 ミネラルウォーター | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 1 | 本 | 100 |
| 4 本 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 1 | 冊 | 540 |



<変更案>

I 口座自動振替による支払

※「今月の支払分」については、この家計簿を記入した期間の支払分について記入してください。

※クレジットカード、掛買い、月賦による購入分の支払をしたときには、「クレジット 掛買い・月賦」欄に「○」を記入してください。

※「14 新聞代」及び「25~27 保険料」については、該当するものを○で囲んでください。

| 支払内訳 (種類、品名等) | | 今月の支払分 | | クレジット 掛買い・月賦 |
|---------------|-------------------------|--------------------|--------|-----------------|
| | | 数量 | 金額 (円) | |
| 9 | 携帯電話料金 (8月分) | | 19,492 | ○ |
| 10 | うち 携帯電話事業者 者による代行徴収分 | 有料コンテンツ利用料 | 324 | ○ |
| 11 | | 有料コンテンツ利用料以外の買い物代等 | 640 | ○ |
| 12 | うち 機器代金分割支払分(電話機器代金等) | | 3,325 | ○ |

| 内訳項目 | 金額(円) | 内訳金額(円) | 請求内訳等詳細 | 税区分 |
|-----------------|--------|---------|-----------------------------|--------------|
| ◆基本使用料(計) | 2,700 | 2,700 | ご利用期間(×/1~×/31) | 合算 |
| ◇パケット定額料等(計) | 12,500 | 12,500 | カケホーダイプラン(スマホ/タブ)【月額】 | 合算 |
| ◇その他ご利用料金等(計) | 207 | 300 | シェアパック15(標準)定額料 | 合算 |
| | | | ずっとドコモ割 | 合算 |
| | | | スピードモード/1GB追加オプション利用料 | 合算 |
| | | | (参考) 当月ご利用データ量(シェアグループ合計) | 合算 |
| | | | (参考) 当月ご利用データ量 | 合算 |
| | | | 付加機能使用料(s.p.モード/メール等含む)【月額】 | 合算 |
| | | | 付加機能使用料(留守番電話)【月額】 | 合算 |
| | | | 付加機能使用料(キャッチホン)【月額】 | 合算 |
| | | | 付加機能使用料(メロディコール基本)【月額】 | 合算 |
| | | | オプションパック割引料【月額】 | 合算 |
| | | | あんしんネットセキュリティ利用料【月額】 | 合算 |
| | | | ケータイ補償サービス利用料(3S0)【月額】 | 合算 |
| | | | あんしん遠隔サポート利用料【月額】 | 合算 |
| | | | あんしんパック割引料【月額】 | 合算 |
| | | | ドコモWi-Fi利用料(s.p.モード)【月額】 | 合算 |
| | | | 多機能オプション割引料(ドコモWi-Fi)【月額】 | 合算 |
| | | | DCMXminiご利用代金(お買い・物代金) | 非対象等 |
| | | | ドコモケータイ払い(ご利用代金) | 非対象等 |
| | | | s.p.モード決済(料金徴収代行/滞戻課金分) | 内税 |
| | | | 月マシモード適用料 | 内税 |
| | | | 料金明細内訳書作成料 | 合算 |
| | | | ユニバーサルサービス料/基本【月額】 | 合算 |
| ◇請求等代金分割支払 | 3,325 | 3,325 | 請求等代金分割支払 | 非対象等 |
| ◇消費税等相当額(計) | 1,328 | 1,328 | 消費税等相当額(合計) | 合算表示の料金合計×8% |
| ◇お預り金等 | -1,000 | -1,000 | ドコモ口座入金金額(モバイルラズチェック適用額含む) | 非対象等 |
| ◇NTTドコモご利用分(小計) | 19,060 | 19,060 | (小計) | |
| ◇NTTファイナンスご利用分 | 432 | 400 | 料金証明手数料(料金) | 合算 |
| | | | 消費税相当額(合計) | |
| ◇合計 | 19,492 | 19,492 | 合計 | |

IV クレジット・電子マネーなど現金以外による購入

※プリペイド(前払い)方式の電子マネー(Suicaなど)で商品・サービスを購入したときは、「3」(プリペイド)を○で囲んでください。

※ポストペイ(後払い)方式の電子マネー(PiTaPaなど)で商品・サービスを購入したときは、「4」(ポストペイ)を○で囲んでください。



| (1) 品名, 用途及び購入方法 該当する番号を○で囲んでください | クレジット 掛買い・月賦 | | | | | | | | 電子 マネー | 5 商 品 | 6 デ ビ ツ ト カ ー ド | 7 口 座 間 振 込 等 | 8 自 分 の 店 の 商 品 | (2) 数量 食料品は1か月目のみ 記入します | (3) 金額 自分の店の商品は 見振り額を記入します |
|--------------------------------------|-----------------|---|---|---|---|---|---|---|-----------|-------------|--------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | | | | | | | |
| 1 アプリダウンロード | ○ | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | | | | | 1 | 個 | 324 |
| 2 ミネラルウォーター | ○ | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | | | | | 1 | 本 | 100 |
| 3 本 | ○ | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | | | | | 1 | 冊 | 540 |

B-3. 「I 口座自動振替による支払」欄の「ケーブルテレビ等受信料」欄

(変更案)

ケーブルテレビ等受信料について、「インターネット接続料金を含む・含まない」を「インターネット接続料・固定電話代・携帯電話代・その他 ()」に変更。

(変更理由)

現行の家計簿において、ケーブルテレビ等受信料については、インターネット接続料を含むか含まないかのみを把握していたが、同項目については、現在、様々な組み合わせがあることから受信料に含まれる内容について正確に把握するために変更した。

<現行>

口座自動振替による支払

| 支払内訳 (種類, 品名等) | 今月の支払分 | |
|--|--------|--------|
| | 数量 | 金額 (円) |
| 7 ケーブルテレビ受信料 <small>インターネット接続料を含む</small> <small>インターネット接続料を含まない</small> () | 8 月分 | 4,590 |
| 8 インターネット接続料 () | 月分 | |

・インターネット接続料が区別できる場合は別々に記入し、区別できない場合は、インターネット接続料を含むか含まないかに「○」を付ける。



<変更案>

I 口座自動振替による支払

※「今月の支払分」については、この家計簿を記入した期間の支払分について記入してください。

※クレジットカード、掛買い、月賦による購入分の支払をしたときには、「クレジット 掛買い・月賦」欄に「○」を記入してください。

※「14 新聞代」及び「25~27 保険料」については、該当するものを○で囲んでください。

| 支払内訳 (種類, 品名等) | 今月の支払分 | | クレジット 掛買い・月賦 |
|--|--------|--------|-----------------|
| | 数量 | 金額 (円) | |
| 7 インターネット接続料 () | 月分 | | |
| 8 固定電話料金 () | 月分 | | |
| 9 携帯電話料金 月分) | 月分 | | |
| 13 ケーブルテレビ等受信料 <small>受信料に以下の内容が含まれる場合は、該当するものすべてを○で囲んでください。</small> (8 月分) | | 4,590 | |
| <small>インターネット接続料・固定電話代・携帯電話代・その他 ()</small> | | | |

・インターネット接続料、固定電話代、携帯電話代が区別できる場合は別々に記入し、区別できない場合は、インターネット接続料、固定電話代、携帯電話代、その他の中から該当する項目に「○」を付ける。

B-4. 「I 口座自動振替による支払」欄の「PTA会費」欄・「学校教材費」欄

(変更案)

「PTA会費・教材費」欄を「PTA会費」欄と「学校教材費」欄に分割。

(変更理由)

現行の家計簿において、「PTA会費・教材費」としていた。分類上はいずれも「授業料等」となるが、実際には支払い時期も異なることから、調査世帯が記入しやすいように、分けて記入するよう変更した。

B-5. 「I 口座自動振替による支払」欄の「保育所・幼稚園の保育料」欄

(変更案)

新たに追加。

(変更理由)

保育所・幼稚園児童が相当数存在しており、プレプリントをしておくことで家計簿への記入漏れを防ぐために変更した。

C-1. 「Ⅱ 口座への入金（給与・年金等）」欄

(変更案)

新たに追加。

(変更理由)

現行の家計簿では、口座振込で給与や年金などが支給された場合であっても、「現金で受け取り、すぐに貯金した」とみなして記入するといった実際のお金の動きとは異なる記入方法となっている。また、毎月給与の明細書から転記していることについて調査世帯の負担が大きいとの意見があることから、実態に合わせると共に報告者の負担軽減を踏まえ、「口座への入金（給与・年金等）」欄を新設した。

<現行>

25日(木曜日)

I 現金収入又は現金支出

| (1) 収入の種類又は支出の品名及び用途 | (2) 現金収入 (円) | (3) 数量 | 単位 | (4) 現金支出 (円) |
|----------------------|--------------|--------|----|--------------|
| 1 世帯主 9月分本給 | 213,000 | | | |
| 2 扶養手当 | 6,500 | | | |
| 3 通勤手当 | 15,300 | | | |
| 4 所得税 | | | | 6,431 |
| 5 住民税 | | | | 17,040 |
| 6 健康保険料 | | | | 8,999 |
| 7 公的介護保険料 | | | | 1,317 |
| 8 厚生年金保険料 | | | | 17,340 |
| 9 雇用保険料 | | | | 878 |
| 10 口座振込額 | | | | 182,795 |

- ・全て手書き。
- ・「現金でもらってすぐに預貯金した」とみなした、事実と異なる記載が必要。



<変更案>

Ⅱ 口座への入金(給与・年金等) [世帯主]

※あらかじめ印刷されている項目以外の「収入項目」、「控除又は納付項目」は、その名称と金額を該当する欄の空いている行に記入してください。

月々の給与

| 日付 | 収入項目 | 支給額 (円) | 控除又は納付項目 | 控除又は納付額 (円) |
|------|------------|---------|----------------|-------------|
| 1 25 | 本給(9月分) | 213,000 | 所得税 | 6,431 |
| 2 | 扶養(家族)手当 | 6,500 | 住民税 | 17,040 |
| 3 | 住宅手当 | | 健康保険料 | 8,999 |
| 4 | 通勤手当(1か月分) | 15,300 | 介護保険料 | 1,317 |
| 5 | 時間外手当 | | 厚生年金保険料 | 17,340 |
| 6 | 手当 | | 雇用保険料 | 878 |
| 7 | 手当 | | 財形貯蓄(年金・住宅・一般) | |
| 8 | | | | |
| 9 | | | | |
| 10 | | | | |
| 11 | | | | |
| 12 | | | | |
| 13 | | | | |
| 14 | | | | |
| | | | 口座振込額 | 182,795 |

- ・基本的な項目が記載されていることから、手書き部分は大幅に減少。
- ・事実のままの記載。

C-2. 「Ⅱ 口座への入金（給与・年金等）」欄の「年金・その他の収入」欄

(変更案)

新たに追加。

(変更理由)

年金受給者が相当数存在しており、プレプリントをしておくことで家計簿への記入漏れを防ぐために変更した。

<変更案>

年金・その他の収入

| 日付 | 収入項目 | 支給額 (円) | 控除又は納付項目 | 控除又は納付額 (円) |
|----|------|---------|----------------|-------------|
| 1 | 国民年金 | 51,050 | 介護保険料額 | 5,800 |
| 2 | 年金 | | 後期高齢者医療保険料額 | 800 |
| 3 | 年金 | | 所得税額及び復興特別所得税額 | |
| 4 | | | 個人住民税額 | |
| 5 | | | 国民健康保険料(税)額 | |
| 6 | | | | |
| 7 | | | | |
| 8 | | | | |
| 9 | | | | |
| | | | 口座振込額 | 44,450 |

国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書
 (この通知書は、年金額を証するものです、大切に保存してください)

年金の種類 老齢 基礎 年金

年金証書の基礎年金番号・年金コード

受給権者氏名

| | | |
|-----------|-------|----------|
| 国民年金 | 基本額 | 306,300円 |
| | 支給停止額 | 0円 |
| 厚生年金保険 | 基本額 | 円 |
| | 支給停止額 | 円 |
| 合計年金額(年額) | | 306,300円 |

平成27年4月分から上記のとおり年金額を改定しましたのでお知らせします。改定した年金は、平成27年6月(4、5月分)からお支払いします。

平成27年6月1日

厚生労働大臣

[平成27年4月分からの年金額の改定]については、裏面①をご覧ください。

年金振込通知書

以下の金額がご指定の金融機関の預貯金口座に振り込まれます。なお、お支払いは平成27年6月から平成28年4月までの各偶数月に行われます。(裏面②の支払予定日をご参照ください。)

このうち2月支払期については、12月・2月支払期で切り捨てる端数の合計が1円以上ある方はその額(1円から3円の範囲)を加算します。これにより所得税額が1円加算されることがあります。

○年金の制度・種類 国民年金 老齢基礎 年金

○年金証書の基礎年金番号・年金コード

○受給権者氏名

○振込先 ゆうちょ銀行

○各支払期の振込額、および年金から控除される額

| | |
|-----------------|--------------|
| 年金支払額 | *****51,050円 |
| 介護保険料額 | *****5,800円 |
| 後期高齢者医療保険料額 | *****800円 |
| 所得税額および復興特別所得税額 | *****0円 |
| 個人住民税額 | *****円 |
| 控除後振込額 | *****44,450円 |

[年金から特別徴収する保険料等]については、裏面をご確認ください。

平成27年6月1日

厚生労働省 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

D. 「Ⅳ クレジット・電子マネーなど現金以外による購入」欄

(変更案)

注釈等の文言を追記

- ① 「品名及び購入方法」を「品名、用途及び購入方法」に変更。
- ② 数量欄に「食料品は1か月目のみ記入します」という注釈を追加。

(変更理由)

- ① 現行の家計簿でも、「用途」を記入することとなっているが、「現金収入又は現金支出」欄の表記と整合性を図るため「用途」を追加した。
- ② 現行の家計簿でも、食料品に係る数量は1か月目のみ記入が必要となっているが、2か月目以降は記入不要であるため、その旨を明示した。

E. 「IV クレジット・電子マネーなど現金以外による購入」欄

(変更案)

購入方法の選択肢を変更。

(変更理由)

現行の家計簿では、電子マネーで商品を購入した場合には、その購入金額を「現金収入又は現金支出」欄に記入し、かつ、その購入金額を現金残高（繰越金）に含めないようにするため、括弧を付して記入する方法をとっている。しかし、この記入方法はやや複雑であり、報告者の負担も多くなっているため、負担軽減を図るため、あらかじめ「電子マネー」「商品券」「デビットカード」「口座間振込等」の選択肢を設けるよう変更した。

<現行>

I 現金収入又は現金支出

| (1) 収入の種類又は支出の品名及び用途 | (2) 現金収入 (円) | (3) 数量 | | (4) 現金支出 (円) |
|----------------------|--------------|--------|---|--------------|
| | | 単位 | | |
| 1 電車賃 (スイカ) | | | | (220) |
| 2 あんパン (スイカ) | | 150 | g | (130) |
| 3 ブラウス (妻) 商品券で | | (1 | 着 | 4,980) |
| 4 革靴(世帯主)デビットカード利用 | | (1 | 足 | 15,000) |
| 5 預金引き出し | (15,000) | | | |

- ・電子マネーで支払う場合は、現金による支払いとは異なるため、数量及び金額を () で囲み、具体的な支払い形態も記入。
- ・デビットカードを利用した場合は、同時に「預金引き出し」の記載を加えている。



<変更案>

IV クレジット・電子マネーなど現金以外による購入

※プリペイド(前払い)方式の電子マネー(Suicaなど)で商品・サービスを購入したときは、「3」(プリペイド)を○で囲んでください。

※ポストペイ(後払い)方式の電子マネー(PiTaPaなど)で商品・サービスを購入したときは、「4」(ポストペイ)を○で囲んでください。

| (1) 品名、用途及び購入方法 <small>該当する番号を○で囲んでください</small> | クレジット 支払い月別 | | | | | | | | (2) 数量 | (3) 金額 <small>自分の店の商品は 見積り額を記入します</small> | | |
|--|----------------|---|---|---|---|---|---|---|--------|--|----|-----|
| | 電子 マネー | | 5 | | 7 | | 8 | | | | 単位 | (円) |
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | | | | |
| 1 電車賃 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | | 220 | | |
| 2 あんパン | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 150 g | 130 | | |
| 3 ブラウス (妻) | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 1 着 | 4,980 | | |
| 4 革靴 (世帯主) | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 1 足 | 15,000 | | |

- ・数量及び金額を () で囲む必要はなく、記入について簡略化。
- ・事実のままの記載。

【デビットカードとは】

買い物や食事代等の支払い時に、金融機関で発行されたキャッシュカードがそのまま利用できるサービスの名称。

F. 「IV クレジット・電子マネーなど現金以外による購入」欄

(変更案)

「もらい物」及び「自家産」を削除。

(変更理由)

現行の家計簿では、「もらい物」及び「自家産」は見積額を記入することとなっているが、報告者が金額を見積もることは難しく、もらい物に値段をつけることへの心情的な抵抗もある。また、現物収支の結果をみると減少傾向にある。集計では、現物収支はサテライトの勘定としており、「実収入」や「消費支出」に含めていない。こうした状況から、報告者の負担軽減及び調査の円滑・継続的な実施を踏まえ、削除した。

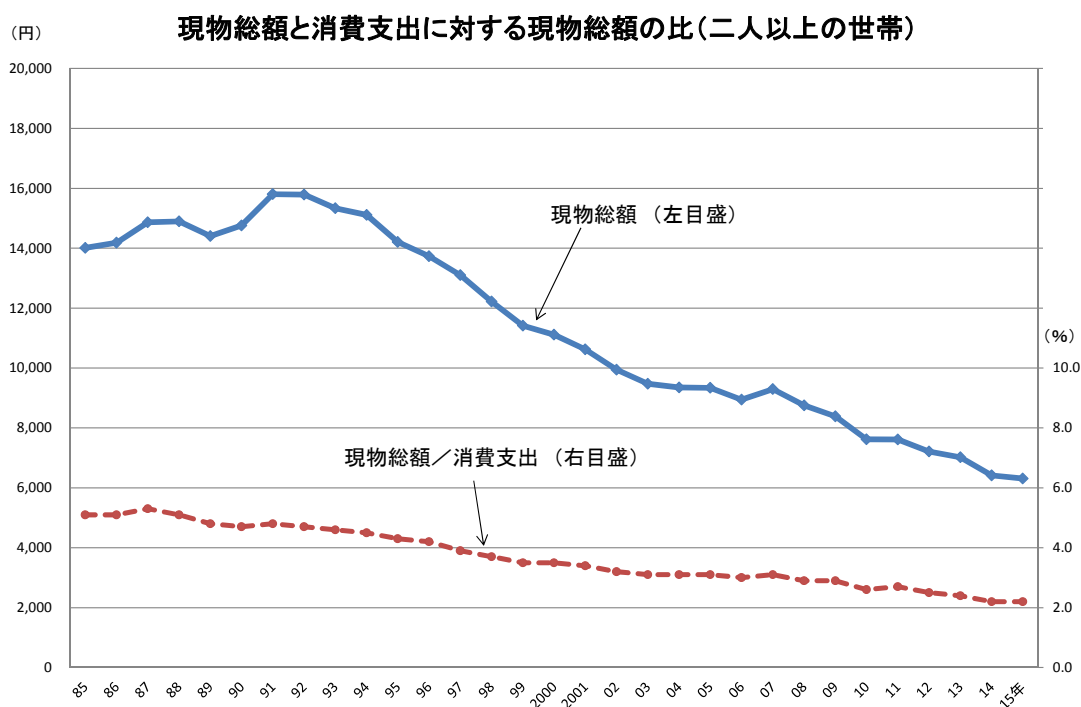


表 現物の記入本数

| | 集計世帯数 | 記入本数(消費支出) ① | 記入本数(現物) ② | (参考) ②/①(%) |
|----------|-------|-----------------|---------------|----------------|
| 2015年 1月 | 7,761 | 1,872,370 | 40,628 | 2.2 |
| 2 | 7,779 | 1,864,557 | 33,252 | 1.8 |
| 3 | 7,763 | 2,075,161 | 36,453 | 1.8 |
| 4 | 7,778 | 2,024,619 | 33,141 | 1.6 |
| 5 | 7,786 | 2,109,753 | 39,429 | 1.9 |
| 6 | 7,768 | 2,023,985 | 45,241 | 2.2 |
| 7 | 7,731 | 2,023,583 | 63,888 | 3.2 |
| 8 | 7,795 | 2,060,738 | 63,708 | 3.1 |
| 9 | 7,803 | 2,010,710 | 44,826 | 2.2 |
| 10 | 7,795 | 2,070,104 | 43,474 | 2.1 |
| 11 | 7,749 | 1,972,145 | 46,823 | 2.4 |
| 12 | 7,751 | 2,146,481 | 58,084 | 2.7 |
| 2015年 計 | - | 24,254,206 | 548,947 | 2.3 |

※記入本数については、家計調査の個票より算出

G. 「Ⅲ 現金収入又は現金支出」欄、

「Ⅳ クレジット・電子マネーなど現金以外による購入」欄

(変更案)

1日分を1頁から2頁(見開き)に変更した。

(変更理由)

現行の家計簿では、1頁に「現金収入又は現金支出」欄と「クレジットカード、掛買い、月賦による購入又は現物」欄が収まる様式となっている。昨今、クレジットカード等を使用する世帯が増えており、1日1頁で書ききれない場合は次の頁に記入することになる。「記入可能な行数を増やしてほしい」という要望があることから、「現金収入又は現金支出」欄と「クレジット・電子マネーなど現金以外による購入」欄それぞれの記入行数を増やし、1日2頁で見開きとするよう変更した。

<現行>

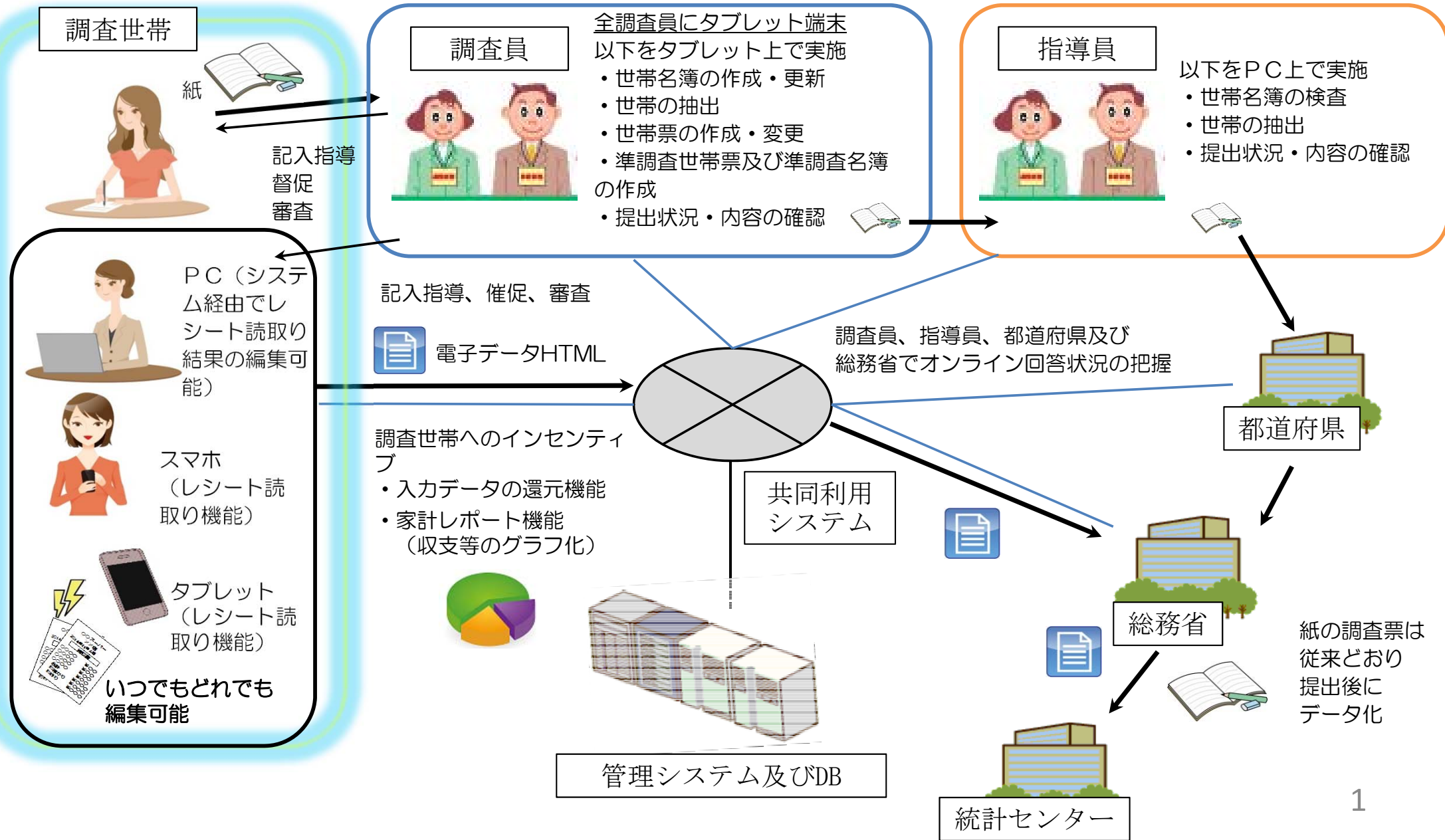
- ・ 1日1頁
- ・ 上段：現金収入又は現金支出 15行
- ・ 下段：クレジットカード、掛買い、月賦による購入又は現物 10行



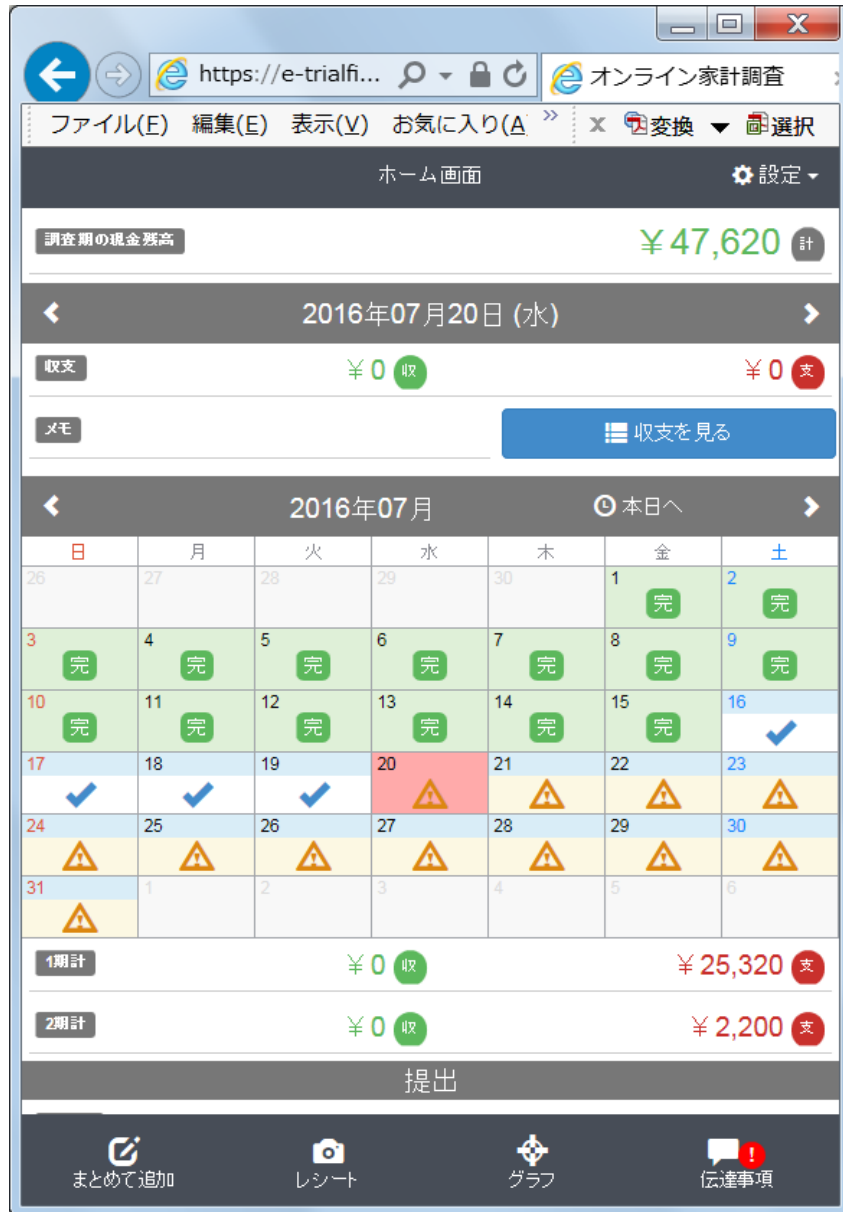
<変更案>

- ・ 1日2頁(見開き)
- ・ 左頁：現金収入又は現金支出 30行
- ・ 右頁：クレジット・電子マネーなど現金以外による購入 30行

家計調査オンライン調査システムのイメージ



家計調査 オンライン回答システム

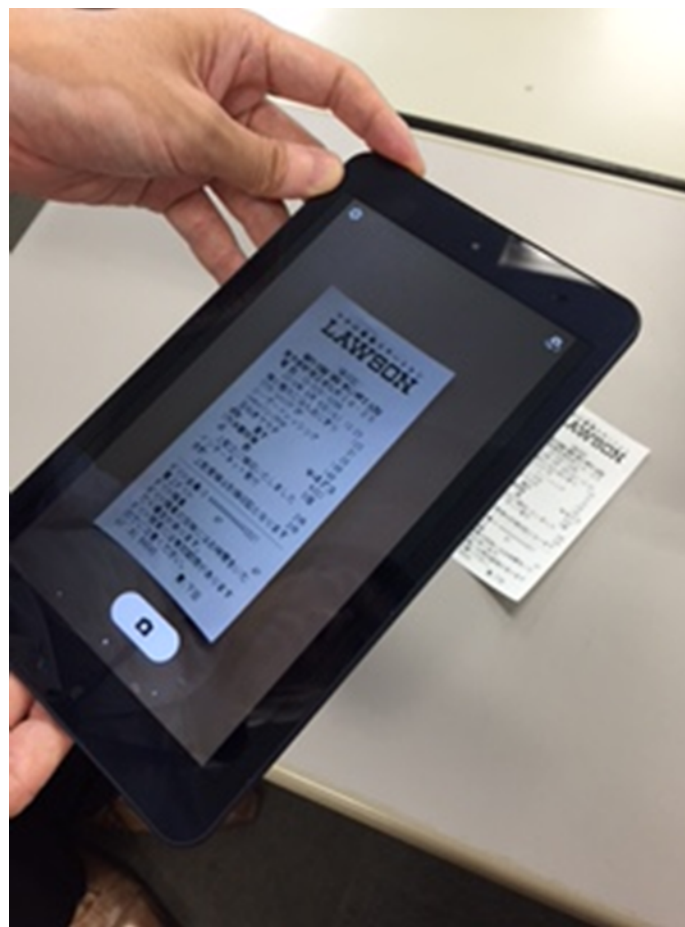
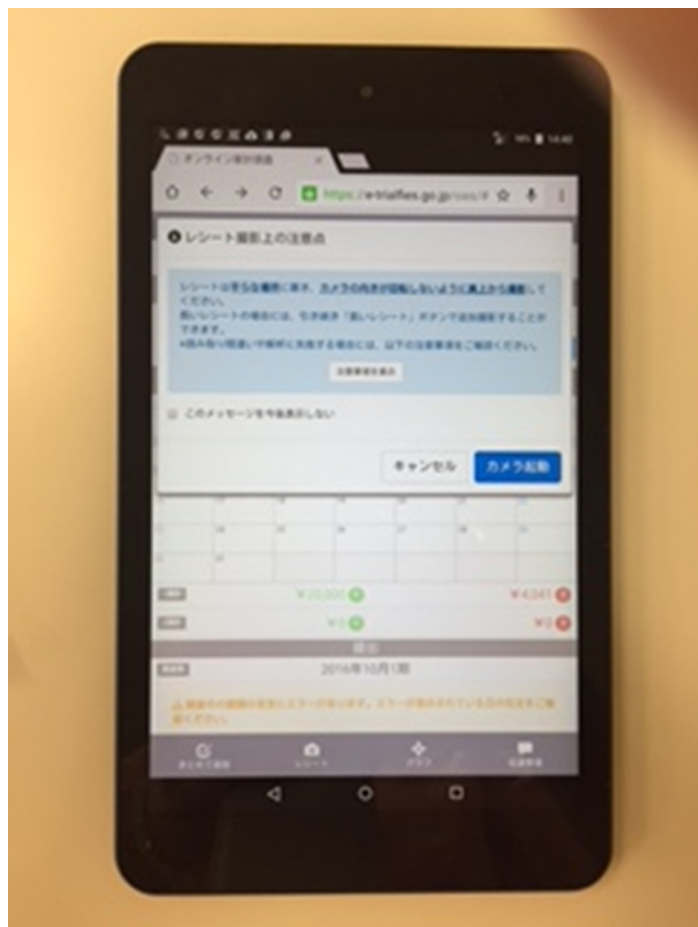


家計調査オンライン調査システムは、調査世帯が使用するパソコンやスマートフォン等の情報端末機器(デバイス)に新たなアプリケーションをインストールせずとも利用できるよう、Webブラウザに対応している。

調査世帯は、パソコンのほか、スマートフォン、タブレット端末など家計調査オンライン調査システムと通信可能な情報端末機器を用いて、紙の家計簿と同様に家計収支の入力を行う。

オンライン回答のレシート読み取り機能

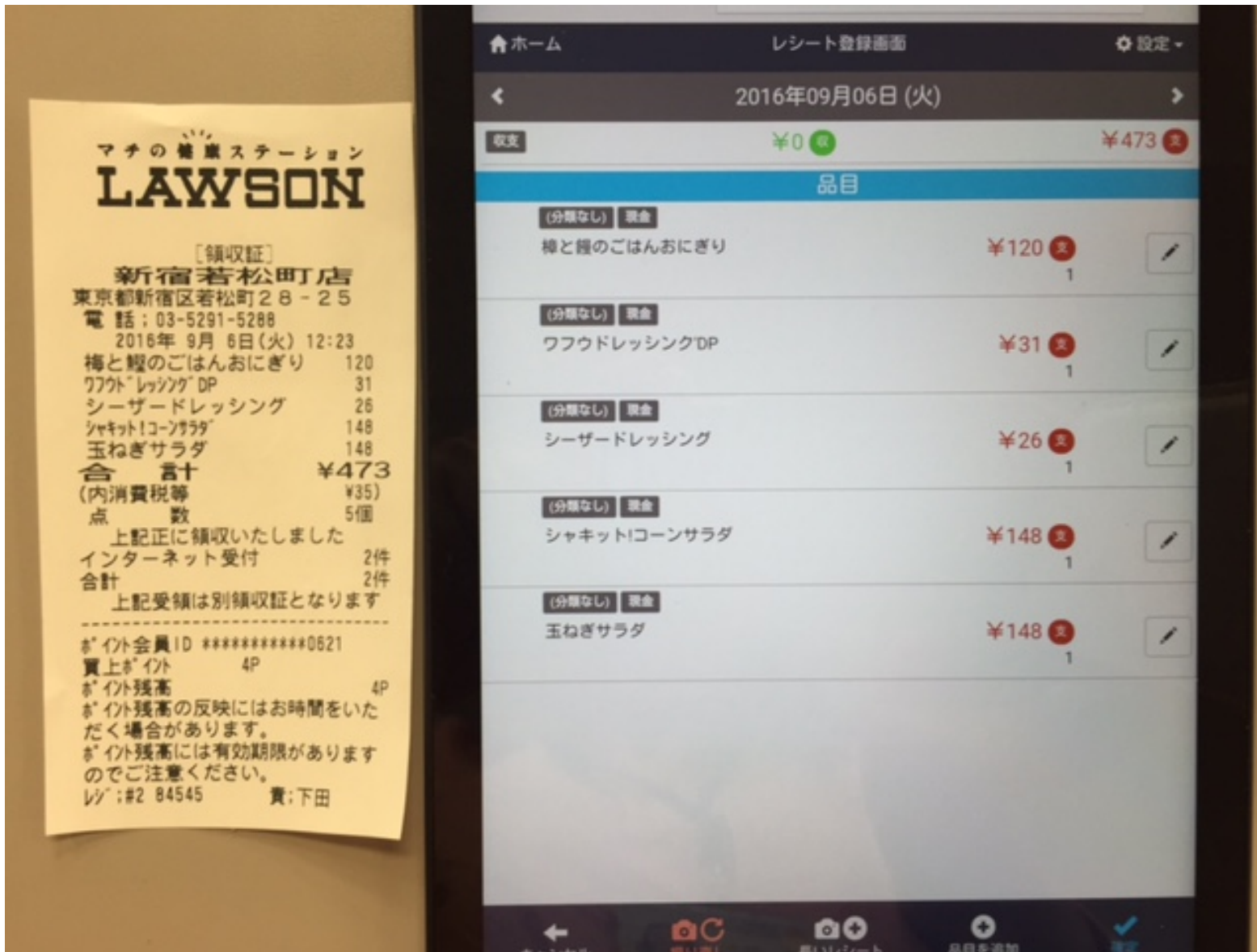
家計簿への入力については、その負担を軽減する支援機能として、カメラ機能を内蔵する情報端末機器であれば、調査世帯が撮影したレシートの写真から購入商品の品名、金額などを読み取り、家計簿の所定の項目に自動入力するレシート読み取り機能を実装する予定である。



レシート読み取りボタンを押す。
「レシート撮影上の注意点」を読み、
カメラを起動する。

レシートを撮影する。

オンライン回答のレシート読み取り機能



レシートから読み取られた商品名、金額がオンライン回答の入力画面に反映される。